

企業体・知的所有権庁 (バルバドス) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 B B. I
委 任 状	附属書 B B. II

略語のリスト

国内官庁：企業体・知的所有権庁（バルバドス）

P A： 2001年－18特許法，2006年－2知的所有権法によって改正

P R： 1984年特許規則

指定（又は選択）官庁 BB	企業体・知的所有権庁 (バルパドス) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BB
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：バルパドス・ドル（BBD） 出願手数料 ¹ BBD 300 第1年分の年金 ² BBD 200	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が発明者でない場合には、特許出願についての出願人の権利が正しいとする説明書 ⁴ 代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	バルパドスにおいて特許代理人として手続するために許可及び登録された弁護士 ⁵	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	国内官庁に確認されたい	

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 PCT第22条に基づき新たな期間が適用されるので、この手数料の支払に適用される期間については国内官庁に確認されたい。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。
- 5 代理人リストは国内官庁から入手することができる。

国内段階の手続

BB. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項参照）。

PR Rules 4
8

BB. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BB. I に概説されている。

PA Sec. 18(2)

BB. 03 発明者の指定

出願人が発明者でなければ、出願人の発明に関する権利を正当化する、発明者による陳述書を提出しなければならない。

PA Sec. 17(5)

BB. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書BB. II に示されている。

PA Sec. 29

BB. 05 年 金

国際出願日の2年目以降の各年の応当日前に年金を支払う。1年目の年金の支払期日については概要を参照。出願人が期日までに支払わなかった場合であっても、遅延支払の割増料を伴い、支払期日から6箇月以内に支払うことができる、年金の額は附属書BB. I に示されている。

PA Sec. 28

BB. 06 付与手数料

特許付与前に付与手数料を支払わなければならない。この手数料の額は附属書BB. I に示されている。

PCT Art. 28

BB. 07 出願の補正及びその時期

41

国内段階において特許付与前であれば、出願時の主題の範囲を拡張しないことを条件として、補正を行うことができる。

PA Sec. 20

PCT Art. 25

BB. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、決定の受領から30日以内に高等裁判所に上訴することができる。国内官庁の決定又は行為によって不利益を受けた者は、その決定又は行為に対して高等裁判所に上訴することができる。

PA Sec. 51

PCT Art. 24(2)

BB. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が国際段階に関する期間を遵守しなかった場合、出願人は期間延長を請求することができる。この請求は、関係する事実を述べた供述書を添付して国内官庁に対して行い、特別手数料を支払わなければならない（附属書BB. I 参照）。期間延長は、期間満了の前又は後のいずれであっても請求することができる。期間延長は、国内官庁が事情に応じて相当と考える期間について認められる。

PR Rule 44

手 数 料

(通貨：バルバドス・ドル)

出願手数料	300
付与手数料	300
年 金：	
－出願日の2年目の対応日前	200
－出願日の3年目の対応日前	300
－出願日の4年目の対応日前	400
－出願日の5年目の対応日前	500
－出願日の6年目の対応日前	600
－出願日の7年目の対応日前	700
－出願日の8年目の対応日前	800
－出願日の9年目の対応日前	900
－出願日の10年目の対応日前	1,000
－出願日の11年目の対応日前	1,100
－出願日の12年目の対応日前	1,200
－出願日の13年目の対応日前	1,300
－出願日の14年目の対応日前	1,400
－出願日の15年目の対応日前	1,500
－出願日の16年目の対応日前	1,600
－出願日の17年目の対応日前	1,700
－出願日の18年目の対応日前	1,800
－出願日の19年目の対応日前	1,900
年金遅延支払の割増料	100
期間延長手数料	50

手数料の支払方法

手数料はバルバドス・ドル建てで支払わなければならないが、バルバドスにおいて交換可能な外国通貨による同等額も認められる。手数料は企業体・知的所有権庁宛の小切手、銀行送金若しくは為替又は同国内官庁宛の現金によって支払うことができる。

POWER OF ATTORNEY

I (We)

(Name and address)

do hereby authorize

**to represent me(us) as applicant(s)
in all proceedings related to the processing**

☐ **of all my(our) patent applications**

☐ **of international application No.**

(check the applicable box)

**before the Corporate Affairs and Industrial Property Office and to make or receive payments on my(our)
behalf.**

Place:

Date:

Signature: